

番号：160218

国名：ウガンダ

担当：社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

案件名：アチヨリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト（社会調査／モニタリング）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：社会調査／モニタリング
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間：

- (1) 全体期間：2016年5月下旬から2017年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1. 1M/M、現地 6. 83M/M 合計7. 93M/M
- (3) 業務予定期間（日数）

準備期間	第一次派遣期間	国内作業期間	第二次派遣期間	帰国後整理期間
7日	180日	10日	25日	5日

3. 簡易プロポーザル提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月11日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データまたは郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル（いずれも提出期限時刻必着））
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年5月24日（火）までに個別に通知します。

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）の公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国または同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- 合計100点

類似業務	社会調査、評価分析に係る各種業務
------	------------------

対象国/類似地域	ウガンダ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要。）

6. 業務の背景

ウガンダ国北部に位置するアチョリ地域では、1980年代から20年以上続いた「神の抵抗軍（LRA）」とウガンダ国軍との内戦により社会・経済インフラが破壊され、子供の誘拐なども頻発したことから、200万人とも言われる国内避難民（IDP: Internally Displaced Persons）が生じた。2006年の和平交渉開始以降、徐々にIDPの帰還は進んだが、各種インフラや住宅、農地の復旧、学校や保健施設の整備他、生活再建に必要な対応は終わっていない。また、ジェンダーに基づく暴力、元兵士や紛争中に誘拐された人のトラウマなど、心理的・社会的な紛争の負の影響が色濃く残っている。帰還民の生活向上と同地域の安定のためには、地方行政機関によるサービス提供能力を強化して定着させ、地方行政とコミュニティ間の縦の信頼を醸成する必要がある。同時に、紛争による負の社会・心理的インパクトの軽減や社会的包摂の促進により、コミュニティ内の横の信頼を醸成する必要がある。

西ナイル地域は、同じくウガンダ北部のアチョリ地域の西側にあり、1914年に最後にウガンダに統合された地域である。LRAの被害地域は限定的であるが、1970年代のアミンによる軍事クーデター以降2002年の停戦合意（Uganda National Rescue Front II）に至るまで、複数の武装組織による様々な紛争の影響を受けている。こうした治安上の懸念や交通の不便さから、アチョリ地域以上に開発が遅れている。また国境を接する南スーダンやコンゴ民主共和国から多数の難民が流入しており（総計15万人以上、ウガンダ全体の受入数の約3割。2016年2月UNHCR発表の統計による。）、地域コミュニティに一層の負担がかかっている。そのため、地方政府の基礎的行政機能を確立することにより、コミュニティ内に住んでいる難民とコミュニティ住民の関係構築・協働を促進し、行政とコミュニティの間、及びコミュニティ内の信頼を醸成していくことが、同地域及びウガンダ国北部の不安定要因を軽減するために極めて重要である。

JICAは、アチョリ地域の全7県の地方行政官のコミュニティ開発計画策定・事業実施能力の向上により、帰還民に対する安定的な生活環境・社会サービスを提供できる実施体制を構築することを目指し、地方自治省（Ministry of Local Government, MOLG）をカウンターパート（C/P）機関として、「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」（以下、A-CAP）を2011年11月から2015年11月までの4年間実施した。A-CAPでは、対象7県のうち、特に4県に重点を置き、県や郡の各関係部署及び地方行政官（特に県の計画担当官やコミュニティ開発担当官（District Community Development Officer, DCDO）、郡のCommunity Development Officer, CDO）等の能力強化支援を実施した。ウガンダ国北部で地方行政官の能力強化支援を行うドナーはJICAのみであり、A-CAP終了時評価では支援対象選択の妥当性を高く評価された。また、A-CAPはウガンダ国の地方行政の中にある既存の仕組みを活用して行政の能力強化を図ったことから、コミュニティ開発の計画策定能力及び実施能力の強化は成果の持続性が高いと評価された。

かかる状況を踏まえ、ウガンダ国政府は、地方行政官の開発計画策定能力をアチョリ地域において定着させ、西ナイル地域において普及させるとともに、両地域において地方行政官の事業実施能力を向上させるため、A-CAPの仕組みを引き継ぐ技術協力を要請した。JICAは2015年10月に詳細計画策定調査団を派遣し、ウガンダ国政府関係者と協議を行い、「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プ

プロジェクト」(以下、本プロジェクト)の枠組みを決定。2016年2月に討議議事録(Record of Discussion)が署名された。本業務は、本プロジェクトの開始にあたり、コミュニティ開発プロジェクトの策定・実施において考慮が必要となるコミュニティの社会経済状況、ニーズ、住民構成及び関係性の実態等を社会調査により把握・分析することを目的としている(本プロジェクトの成果3「アチョリ・西ナイル地域におけるコミュニティ開発活動の実施」にかかる活動3-1「アチョリ地域における紛争の社会的・心理的インパクトや、アチョリ地域・西ナイル地域における社会統合や弱者の包摂を評価するための社会調査の実施」にあたる)。また、本プロジェクトでは、JICAプロジェクトチーム及びC/Pは本プロジェクトのモニタリングを協働で実施し、6か月に一度モニタリングシートを作成しJICAに提出することになっているが、本業務におけるモニタリングは、JICAプロジェクトチーム及びC/Pによるモニタリングシート作成にも貢献するよう、プロジェクト全体の成果発現状況(上位目標への達成見込みを含む)、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要因をレビューすることとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトリーダー、他専門家及びC/Pと協力し、プロジェクト活動の一つに位置付けられている社会調査の実施、及びプロジェクトのモニタリングを行う。具体的担当事項は次のとおりとする。なお、社会調査のデータ収集のために、JICA ウガンダ事務所が調査員を別途雇用する予定。

- (1) 国内準備期間(2016年5月下旬 7日間)
 - ① ウガンダ北部の歴史、内戦、周辺国との関係、平和構築に係る既存の情報を収集する。
 - ② 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書、A-CAPの既存資料、ウガンダ国家開発計画(NPD)、北部の和平・復興・開発計画(PRDP)、各県の開発計画(DDP)、ウガンダ政府統計資料等から、社会調査に必要な情報の収集・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
 - ③ 別にウガンダ事務所が雇用する予定の上記社会調査調査員(本業務従事者の業務支援が目的)のTOR(案)及び調査票(案)を作成する。
 - ④ 第一次現地派遣期間のワークプラン(英文)を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し、業務計画の説明を行う。
- (2) 第一次現地派遣期間(2016年6月上旬～12月上旬 180日間)
 - ① 現地業務開始時にC/P機関、JICAウガンダ事務所にワークプランを提出し、業務計画の内容を説明のうえ、実施上の留意点を確認する。
 - ② 本プロジェクトの対象となっているアチョリ・西ナイル地域の全県において、県及び郡が収集しているパリッシュや村の基本データの有無・内容・データ収集方法を確認する。
 - ③ 本プロジェクトの対象となっているアチョリ・西ナイル地域の全県において、すべての郡のプロファイルの有無・内容・データ収集方法を確認し、県及び郡のプロファイルをアップデートないし新規作成する。
 - ④ 調査員に委託する調査項目を最終確認し、同調査員と業務実施方針について協議する。
 - ⑤ 以下の項目を含む社会調査をアチョリ地域において実施する。
 - (ア) 紛争の社会的・心理的インパクト、社会統合や弱者の包摂の状況(寡婦、孤児、障がい者、高齢者、元児童兵などと地域住民の関係等)
 - (イ) 土地所有・利用状況、土地問題状況
 - (ウ) 生計状況(住民の経済状況、主要作物、季節就労状況、食料自給・獲得状況)

- (エ) 住民の社会関係（ジェンダー、民族、社会構造、意思決定メカニズム、伝統的行政システムの状況と公的行政システムとの関係）
 - (オ) コミュニティの抱える不安定要因の分析
 - (カ) JICA事業実施上の留意点
 - ⑥ 以下の項目を含む社会調査を西ナイル地域において実施する。
 - (ア) 南スーダン及びコンゴ民からの難民の流入状況（セトルメント内・セトルメント外）や社会統合の状況。特に、セトルメント外に居住している難民の数及び生活状況
 - (イ) 土地所有・利用状況、土地問題状況
 - (ウ) 生計状況（住民の経済状況、主要作物、季節就労状況、食料自給・獲得状況）
 - (エ) 住民の社会関係（ジェンダー、民族、社会構造、意思決定メカニズム、伝統的行政システムの状況と公的行政システムとの関係）
 - (オ) コミュニティの抱える不安定要因の分析
 - (カ) JICA事業実施上の留意点
 - ⑦ 調査員が収集した情報を取り纏める。追加的に必要となる収集項目がある場合、委託内容の変更についてウガンダ事務所と協議する。
 - ⑧ 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（第一次）（英文）を作成し、C/P機関、JICAウガンダ事務所及びプロジェクトリーダーに報告・提出する。
- (3) 国内作業期間（2017年1月上旬 5日間）
- ① 現地業務結果報告書（第一次）（英文）、本プロジェクト対象全県及び郡のプロファイル報告書（英文）、アチョリ地域社会調査報告書（和文）、西ナイル地域社会調査報告書（和文）を、JICA社会基盤・平和構築部に提出し、帰国報告会等で活動報告を行う。
- (4) 国内作業期間（2017年4月下旬 5日間）
- (ア) 本プロジェクトのモニタリングシートVer. 1及びVer. 2、プロジェクト専門家の報告書等をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度、プロジェクトの不安定要因・安定要因等）や実施プロセスを整理・分析する。
 - (イ) 既存のPDMIに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド（案）（和文・英文）（紛争影響国・地域特有の事業評価の視点も含む）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。
 - (ウ) 上記評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ウガンダ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - (エ) 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
 - (オ) 第二次現地派遣に向けたワークプラン（英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し、業務計画の説明を行う。
- (5) 第二次現地派遣期間（2017年5月上旬～5月下旬 25日間）
- ① 現地業務開始時に C/P機関、JICAウガンダ事務所、及びプロジェクトリーダー等にワークプランを提出し、業務計画の内容を説明のうえ、実施上の留意点を確認する。
 - ② プロジェクト関係者に対して、本モニタリングの評価手法について説明を行う。
 - ③ ウガンダ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェク

ト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。

- ④ 上記③で収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
 - ⑤ 国内準備作業並びに上記③及び④で得られた結果を基に、評価5項目（紛争影響国・地域特有の事業評価の視点も含む）の観点から評価を行い、現地業務結果報告書（英文）を取り纏める。
 - ⑥ 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P及びJICAウガンダ事務所、及びプロジェクトリーダーに提出する。
- (6) 帰国後整理期間（2017年6月上旬 5日間）
- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（5）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（第一次現地派遣、第二次現地派遣）
 - ・ 英文4部：監督職員、JICAウガンダ事務所、プロジェクトチーム、C/P機関
 - ・ 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。
- (2) 本プロジェクト対象全県及び郡のプロファイル報告書（英文）（第一次現地派遣終了時）
 - ・ 英文4部：監督職員、JICAウガンダ事務所、プロジェクトチーム、C/P機関
- (3) アチョリ・西ナイル地域社会調査報告書（和文）（第一次現地派遣終了時）
 - ・ 和文要約3部：監督職員、JICAウガンダ事務所、プロジェクトチーム
- (4) 現地業務結果報告書（第二次現地派遣終了時）
 - ・ 和文要約3部：監督職員、JICAウガンダ事務所、プロジェクトチーム
 - ・ 英文4部：監督職員、JICAウガンダ事務所、プロジェクトチーム、C/P機関
 - ・ 記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的な内容
 - ② 業務の達成状況
- (5) 専門家業務完了報告書（全業務終了時）
 - ・ 和文3部：監督職員、JICAウガンダ事務所、プロジェクトチーム
 - ・ 記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的な内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④ 残された課題
 - ⑤ その他

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを合わせて提出する。また、現地

派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン（2014年4月）」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

- ① 航空賃及び日当・宿泊費等は契約に含まれます（見積書に計上してください）。
- ② 航空経路：成田/羽田→ドーハ→エンテベ→ドーハ→成田/羽田、または成田/羽田→ドバイ→エンテベ→ドバイ→成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

第一次派遣期間は2016年6月上旬～12月上旬、第二次派遣期間は2017年5月上旬～5月下旬を予定しています。

② 現地での業務体制

以下5名の専門家が本プロジェクトに従事する予定です。(2016年6月下旬～7月上旬着任予定)

- a. プロジェクトリーダー（長期専門家）
- b. 開発計画（長期専門家）
- c. 業務調整/平和構築（長期専門家）
- d. コミュニティ開発（業務実施契約）
- e. 生計向上（業務実施契約）

③ 便宜供与内容

JICA ウガンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- a. 空港送迎：あり
- b. 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（機構職員等が社会調査及びモニタリングに一部同行のため同乗する可能性があります。）
- c. 通訳備上：なし

(2) 参考資料

① 本件に係る以下の資料を、JICA 社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（Tel. 03-5226-8103）にて配布します。

- ・ ウガンダ国アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・ A-CAP 中間レビュー調査報告書及び終了時評価報告書
- ・ 専門家報告書等

② 本業務に関する以下の資料が、当機構ウェブサイトで公開されています。

- ・ 「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」
(<http://www.jica.go.jp/project/uganda/001/>)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③ 「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上